

会議録

会議の名称	第6回登米市上下水道運営審議会
開催日時	令和4年9月6日（火） 14時00分 開会 16時30分 閉会
開催場所	登米庁舎2階201～203会議室
座長（議長）	会長 山田 一裕
出席者の氏名	大森敏雄委員、伊藤秀雄委員、岡本哲志委員、佐藤雅子委員、菅原昭委員、千葉貞雄委員、千葉信子委員 以上7名
欠席者の氏名	木村千代委員、今野秀俊委員、及川由美子委員、鈴木郁子委員、 以上4名
事務局職員職氏名	上下水道部長 佐藤嘉浩 （経営総務課）千葉次長兼経営総務課長、佐々木副参事兼課長補佐、 菅原係長、千葉主幹、及川主幹 （水道施設課） 鈴木水道施設課長、佐々木課長補佐 （下水道施設課長） 星下水道施設課長、杉田課長補佐 以上10名
議題	1 開 会 2 挨拶 3 会 議 （1）会議録署名人の選任 （2）下水道使用料の改定について （3）水道料金の改定について 4 その他
会議結果	別紙のとおり
会議経過	別紙のとおり
会議資料	資料1 審議会委員名簿 資料2 下水道使用料の改定について 資料3 上水道料金の改定について 《参考資料》 参考資料1 下水道使用料改定について

	参考資料 2 下水道使用料対象経費の分解について
	参考資料 3 下水道事業財政計画について
	参考資料 4 登米市水道事業料金算定要領（案）
	参考資料 5 総括原価の内訳・分解・集計・配賦詳細資料
	参考資料 6 登米市水道事業財政計画（現行料金）
	参考資料 7 登米市水道事業財政計画（改定 15%）
	参考資料 8 県内市・近隣市における水道料金等の状況
	参考資料 9 水道料金等の改定スケジュール

別紙

発言者	発言要旨
【1 開会】	
会議資料の確認後、開会を宣言。	
【2 挨拶】	
<p>会長あいさつ 今回の審議内容は、上下水道の使用料、料金体系の案について、ご意見をいただくものとなっている。</p> <p>次回の審議会では、体系をまとめ12月に市長へ答申するというスケジュールとなっているが、決してスケジュールありきではなく、また、後回しにもできない議題でもあるので、ぜひ忌憚なくご発言してもらい、より良い使用料体系になるよう、皆様のご協力を賜りたい。</p> <p>ニュースでは他の自治体でも、上下水道料金、使用料の改定について議論を進めているところでもある。決して登米市だけの問題ではなく、インフラ整備後の維持管理について、今後どのような体制で、臨んでいくべきか、市民が問われているものと思う。市民の皆さんにとっても、よりよい上下水道の運営のきっかけとなる審議をよろしく願いたい。</p>	
【3 会議】	
(1) 会議録署名人の選任	
事務局	審議会条例第6条の規定により、山田会長に議長を依頼。
会長	本日の会議は委員8名の出席で過半数を満たしており、審議会条例第6条第2項により、会議が成立することを報告
会長	<p>会長が委員名簿順に従い、伊藤委員と岡本委員を指名し了承を得た。</p> <p>審議会の公開並びに傍聴、会議録の開示掲載については、登米市審議会等の会議の公開に関する指針第4条並びに第7条の規定により、傍聴席の設置と会議録をホームページに掲載することを説明。</p>
(2) 下水道使用料の改定について	
会長	「下水道使用料の改定について」事務局に説明を求めた。
事務局	(資料2に基づき説明を行う)
会長	<p>下水道使用料の改定について、質疑を伺った。</p> <p>委員 8ページの使用料の対象経費の分析は、「下水道使用料の算定の基本的な考え方 2016年版」を参考としたとのことだが、この2016年版は古いと思うが、大丈夫か。</p> <p>事務局 日本下水道協会が発行している最新版である。現在、新たに見直しを行っている最中で、本年度末もしくは来年度改定を目標に進められている。</p> <p>市議会にも提出した下水道算定要領案を基本に料金を想定している。先週、水道料金及び下水道使用料等のあり方検討委員会でも審議していただき、その委員に発行元の日本下水道協会の職員の方が委員として参加している。そのあり方検討委員会でも、確認し進めている。</p> <p>会長 下水道算定要領としては、まとまってないが、実際に関係者の意見いただきながら</p>

	<p>この案を作ったということでよいか。</p> <p>続けて申し訳ないが、基本水量制を廃止することは、例えば下水道の使用状況が、人口が減っていくに従って水量も減るとなれば、当然使用料も少なくなる。その中で基本水量を維持した方が、固定財源として、収入を安定し得られると思うが、どういふふうを考えればいいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃる通りで固定費として、基本使用料をいただければ、経営が安定的に行われるので確保することが望ましい。</p> <p>例えば、基本水量では、10立米まで使っても使わなくても、一定程度の収益が得られることは、運営にとってもメリットで、使用者からすると、今月は使わなかったが、10立米使った人と同じくらい料金がかかり使用料を支払わなければならず、デメリットとなる。その不公平感の説明も難しくなる。</p> <p>逆に、今回基本使用料の10立米使う方も20立米使う方も0立米の方も、一定程度の基本となる料金は、お支払いいただき、その上で従量料金を使った分だけお支払頂くことは納得しやすいものと考えている。基本使用料と従量の割合を今後検討していく。</p>
<p>会長</p>	<p>似たような言葉が沢山ある中で、丁寧に用語の解説も含めて説明した方が良い。</p> <p>基本料は、別途定めて固定財源として確保しながら、使った分だけ頂く。そういう体系に変えていく理解で良いか。</p> <p>もう一つは、今回33%の改定の結果、下水道事業会計では、一般会計から繰入金が頂いているが、何%ぐらいがこの改定で解消されるか、削減できることになるか。</p> <p>一応、維持管理費が賄えるという目標はわかりやすいが、将来的には当然独立採算のような形で、可能な限り使用料で運営が賄えるのが、理想ではあると思うが、一般会計の負担がどれだけ減るか？何%ぐらいになるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の改定により、2億円程度使用料収入が増加する見込み。その分で10%程度一般会計からの繰入金が減る仕組みである。</p>
<p>会長</p>	<p>維持管理費を賄うことも大事だが、合わせて一般会計に負担をかけないメッセージも併せて説明した方がよい良い。</p>
<p>委員</p>	<p>6ページの使用料体系の見直しについて、その辺を詳しくお話していただきたい。基本的にどのように考え方で進めていくのか聞きたい。</p> <p>使用料改定の目的について、基本料以下の使用者に不公平感があり、使用料体系の見直しを行うということで、どのような考え方で、どういう形を考えているかを聞きたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>下水道使用料金は、基本水量制で現行の使用料体系は10立米まで含んだ使用料で1,571円となっている。それを超え使用した方は、11立米から20立米までは1立米に</p>

	<p>つき 157 円ずつ加算していくというのが、現在の下水道の使用体系。</p> <p>水道料金は、10 立米未満が無く、使っても使わなくても基本料金は頂く仕組みになっている。</p> <p>下水道使用料は基本料金 10 立米以下の方々は 1 立米でも 10 立米でも 1,571 円を頂くので、本来 1 立米の利用者では支払いがないという不公平感が生まれるため、今回使用料体系の見直しを行うところ。水道料金は参考資料を示している。</p>
委員	10 立米未満の利用者は、何%ぐらいいるか。
事務局	下水道使用料で見ると全体の 30%程度である。
会長	参考資料 1 の下水道使用料の改定についての資料 7 ページ目、ケース別使用料で、パーセンテージが書いて基本使用料や従量使用料の内訳の一つが次回示される料金改定の内訳と見てよいか。
事務局	<p>今回の参考資料 1 の 7 ページの固定費の基本使用料の考え方で説明したところ。</p> <p>固定費 30%で、算入割合を基本使用料に含めた場合の金額はこうなるということ。20%の場合。25%の場合と示した表である。</p> <p>しかし、この値は機械的に計算した数字で、ご指摘もあったが、実際にこれが具体的な料金ではない。4 年分の費用を 4 年分の延べ費用で割った数値が基本使用料の金額である。これは固定費の算入率が 20%の場合は 940 円、25%は 1,100 円という形を表しているもので、固定費の算入率を高めると、基本使用料が上昇する計算式である。単純に機械的に計算しているので、10 立米使用した場合に、固定費を 30%で算入し計算した場合、現行料金に対して 193%の値上げになる。改定率が倍の改定となるので、今後は総合的に勘案しながら、この辺を変える設定をしていきたい。</p>
会長	次回の審議会では、その具体的な提案があることでよろしいか。あわせて、激変緩和措置のようなものの考え方はあるか。例えば具体的に 3 年後もう 1 回料金改定するふうに決めておき、段階的に料金を変えるようなやり方は難しいのか、或いはこの機に大幅な改定が必要なのか、その辺はどのように議論されたのか教えてほしい。
事務局	今現在、料金等あり方検討委員会で、期間緩和措置については議論している最中。
会長	その提案の形で検討して頂きたい。我々としては、できるだけ比較できる材料が必要で、資料づくりも含めて次回お願いしたい。
委員	この案件は、非常に難しい審議で、方向性を決めていかないと、数字だけを出されても、難しい審議となるが、基本料金を上げることによって、従量料金の単価が下がると思うが、不公平感をなくす方向性として、使用量による不公平感や使用料金による不公平感、1 人当たりの不公平感など、不公平感にも若干内容が違うと感じる。

事務局	<p>どのように重さを置いて検討するかで大分方向性が変わるように思うが、その辺はどう考えているか。</p> <p>非常に難しい話と認識している。これは 10 立米以下の使用者が多い現実があり、その使用者の中には、高齢者の 1 人暮らし世帯や 2 人世帯などが多いことは容易に想像できる。その使用者の方々に今回の平均改定率 33%と、極端にそれ以上超えるような改定率にならない配慮が必要だと考えている。</p> <p>どうやって実現するかは、例えば、1 立米から 10 立米までの金額、それから、20 立米から 40 立米など、使用水量区分ごとの金額で丁寧に調整するなどを検討している。</p>
会長	<p>基本使用料を徴収し、節約節水をして、配水量が減っていけば、節約になるようなアピールしかないかと思う。</p>
委員	<p>本当難しいところ。税金の問題等と関連する。消費税を国民全体の所得関係なしに消費税で税金を取る方法にするのか。それが公平なのか。弱者の方々に対して、料金体系を変えることによって弱者の救済になるのか。一概にその弱者だから、水を使わないわけでもない、健常者でも水を使わない人もいる。その辺で非常に難しい質問。何が公平なのか慎重に議論が必要。水道量を多く使う人にメリットがあることも公平となる可能性もある。その辺も慎重にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>先ほどの質問で 10 立米未満の使用者の割合が 30%ぐらいと聞いて多いと思った。それだけ高齢者世帯や少人数世帯が多いと実感した。</p> <p>一般的に料金改定時は、ボリュームのある世帯から、比較的多く取った方が、不公平感が解消されるような認識もあろうかと思う。30%と聞くと、これは見過ごせないところでもある。それ相応の負担をして頂きながら財源の確保ができないことが、何となく理解できた。</p> <p>どういうふうにやっていくかも含めて、比較ができる資料が必要。具体的にどういうふうな考え方で、この提案なんだという、そこをわかりやすく詳しくすると良い。</p> <p>より良いものができ上がれば当然、市にとってもプラスになるもので、結果的にやはり市民生活にとってもプラスに働くこと間違いないことなので、ここでどのような形で負担をお願いするのか、その議論の場になる。</p>
(3) 上水道料金の改定について	
会長	「上水道料金の改定について」事務局に説明を求めた。
事務局	(参考資料 8 に基づき説明を行う)
<p>開会より 1 時間が過ぎたため、事務局説明後休憩を 10 分程度行った</p> <p>再開</p>	

会長	水道使用料の改定について、質疑を伺った。
委員	2ページ2番、保呂羽浄水場再構築事業の影響は、料金改定には考慮しないとあるが、今後の保呂羽浄水場再構築事業が完成した場合には、保呂羽浄水場再構築事業の影響があると思う。いつぐらいから改訂が必要と考えているか。
事務局	<p>今回委員の皆様を示したのは、令和5年度から令和8年度までの4年間の期間で、料金が賄えるか賄えないかということで、料金の見直しを行っている。先ほど説明したとおり、今後の見直しは、毎年経営分析を行い、今後4年ごとに料金の改定について見直しを考えている。</p> <p>今回、財政計画としては、令和4年度から8年度までの間に保呂羽浄水場の改築工事が配分されているので、建設費は今回の財政計画上に盛り込んでいる。</p> <p>2でお示ししているのは、今後、借り入れや固定資産を載せるといった減価償却費、固定資産の資産減耗などの経費が大きく出るのが、次回以降の改定であることを明記している。</p>
委員	<p>2ページと関係して、建設仮勘定があるが、保呂羽浄水場再構築事業に関わる68億円分については、当然建設途中において、土地、建物、機械等に対して支払いが発生した場合、建設仮勘定で計上して、最終的に工事が完了し、引き渡しを受けた段階で、全額を支出する。要は、固定資産に振り替えるもの。質問は、この建設途中において、設備の一部を使用した場合は、償却資産の対象となるのかならないのか。例外もあるのか。ということ</p> <p>この参考資料では、5、3ページ。(5)償却対象資産の中の固定資産が、この中で償却対象資産が、$(A) - [(B + C + D)]$とあるが、建設仮勘定の方は償却対象資産からマイナスとなっている。今質問した通りその設備の一部を固定資産として使用した場合、償却資産の対象となるのかをお聞きしたい。</p>
事務局	委員からご質問のとおり、今回部分的に使い始めていくような方式だが、全部令和12年度に完成した際に、改めて本勘定に載せる考えで、その間に固定資産に振り分けはしない経理をする考えでいる。
委員	その説明は理解できるが、もしその一部の設備を使用した場合、固定資産とみなして、例外として減価償却の対象となる事例もあるとの聞きたいので、質問した。
事務局	固定資産の振り分け方は、本市では、直接的な経費と職員の給与など間接的な部分があり、間接的な部分については、全体の経費振り分ける作業もあり、総額が出た上で各資産に振り分けを行う。振り分けした時点で資産となるので、翌年から減価償却する手法で、保呂羽浄水場再構築事業の固定資産の取り扱いを進めて行きたい。

委員	4 ページ資産維持率は、専門用語でよくわからないので質問するが、資産維持率は、その名の通り、維持するための経費か、これは償却費と別という考え方でよろしいか。
事務局	その通りで、資産維持率は、3%、2%とした試算を行った結果、0.5%で今回設定したところ。こちらも日本水道協会が発行する料金の作り方を参考に、自治体の状況に鑑み設定することでしたので、当市におきましては0.5%を資産維持率として設定したところ。
会長	専門用語で、言葉の意味か何を示した率なのか、もう少し説明が必要。
事務局	資産維持率の考え方は、将来の物価上昇分や技術の向上、施工場所の変化などによって、建設改良費が増高する分を加味する割合。現在の減価償却のまま取得した金額で減価償却し、取得した金額しか溜まらないため、将来物価が上がったり、新しい技術により、工事費が増加するなどを考慮しその分を加味したものが、資産維持率となる。
会長	13 ページ、先ほどのご説明で、基本料金に対する準備料金が固定費となる説明であったが、表からは固定費の中で準備料金へ行くものと従量料金に行くものと両方に分かれている。この辺の分け方は、どのように分けているのか。
事務局	分け方は、12 ページを参照願う。こちらの(イ)でご説明すると、固定費は配水施設能力に対する配水施設能力と平均配水量の差の相当額を準備料金として配分しており、本市における令和5年度から8年度の平均施設利用率 68.6%となる、その68%は固定費に使用されるため、施設利用率に用いることで設定している。 この固定費のうち、68.6%を準備料金に31.4%を水量料金に分け、需要家費を準備料金に変動費を水量料金に分け加える。 需要家費は、検針や水道料金の集金関係の経費が全額、変動費は全額水量料金に配分。その比率を合計すると36対64に配分し、原価の配分を行ったところ。
会長	2点ほど確認、4 ページに戻っていただいて、この資産維持率は物価上昇や技術向上で変動する可能性を見込んで、率を決めたところだが、昨今の円安傾向や資材等の物価上昇が騒がれている状況の中で、0.5%の根拠はなにを見込み設定したのか。
事務局	今回、経常収支比率をゼロにするために0.5%に設定したところ。
会長	経常収支比率を100%維持することは理由の一つだと思うが、市民から見て数合わせの説明では、説得力がないように感じる。それより、登米市ではこういう方針でここを死守するという方針で、そのための経費負担をお願いするというストーリーを大事

	<p>にしたいと私自身は思う。</p> <p>その結果が数値的には経常収支比率を 100%維持で、0.5%であれば賄える。市民が 0.5%という数値がどのような意味を持っているのかがわからない。そこを工夫し回答が必要。</p> <p>2つ目、12 ページ、令和5年から8年度の平均施設利用率も、当然この答申をする時に使用料の改定について、まとめるが付帯意見として当然、この事業の運営上、どういう経費削減や合理化を進めないといけないか意見を当然付け加えられると思うので、統廃合の議論もしていると思うが、結果的に今 68.6%という施設利用率が、今後向上することも見込んだ上で経費を立てる方が大事となるが、そこは現状のままの理解で良いか。</p>
事務局	<p>施設利用率は、今後の水需要を見込んだ推移で推計をしたもの。今後市民の方々が水を利用した需要予測での施設利用率がこの 68.6%となる。</p> <p>前回示した施設統廃合は、保呂羽浄水場再構築事業の完成後に施設を統廃合することで進めているので、今回の算定期間内の数字には含まれていない。</p>
会長	<p>その説明をした方が、言葉は悪いが数合わで、お金が足りないから、穴埋めをするということではなく、事務局が水道事業において、様々な工夫や改善に取り組むその意気込みが、将来の姿になるというも、併せて説明していただきたい。</p> <p>それが次回の料金改定に反映されるとしても、現時点での見込みや考えが説明されないと、市民の側からすると、何か負担だけを求められているように終わってしまい良くないと思う。</p>
委員	<p>資産維持率は、今ネットで調べたところ3%が一般的。それを 0.5%に抑えるという取組を行って、頑張りますという意気込み説明した方がいいと思う。</p> <p>これが多分、広報とめで一般市民の皆さんに周知し、ご理解をいただく説明があるかと思うが、やっぱり用語を一般市民の方々私含めて、理解しにくいいため、用語を一般市民の方々も理解できるようご説明いただきたい。</p>
会長	<p>この意見は以前から再三お願いしているところ。とにかく説明は丁寧に優しく、お伝えできるように工夫を願う。用語説明の一覧表などがあると便利。</p> <p>そのほか特にないようでしたら一応本日の審議はこれまでとします。</p> <p>事務局側から審議にお気づきの点や意見を求めます。</p>
事務局	<p>先ほどの説明で参考資料4を参照ください。3ページには料金改定の目的で、今日説明した(4)の部分が下の方に書いているが、これはあり方等検討委員会では、15%の改定をここでは出すべき話ではないといった意見も頂いている。</p> <p>この表現も、再度検討し、次回のあり方検討委員会で承認を添えた上で、審議会に、検討後の資料を示したい。今日の資料はすべて前回はあり方検討委員会で提出したものを変えずに提出している。そこはご了承いただきたい。</p>

会長	<p>補足説明に皆様からご質問ご確認はありますか。</p>
委員	<p>先ほどの質問に戻るが、料金算定要領の資料が参考年度 2016 年とあったが、それを話した裏には、昨今のエネルギー費の値上げ、電力や石油関係の話があり、現在とてつもない値上げになっているが、それに関しても、加味しないと算定期間の 5 年と言いつつながらも非常に危険だと感じる。かといって、料金を上げてほしい訳ではないが、考慮し説明の中に入れながら、その上で頑張るといった説明が良いと思う。</p> <p>前回も話したが、私どもでは電気料金の上昇率 130%と見込んだが、新電力で最初安かったこともあり、実際 1.8 倍から 2 倍ぐらいの状況。今度 11 月 1 日からの電力料金の値上げが公表しているが、比べると 2 倍になりそう。基本料金に関しては 3 倍以上。このままではものすごい値上げになる。</p> <p>水道事業では決算書に供給水の水に対する経費がわかるが、電力料金はわからない。水道料金の改定や資産維持率については、少し趣きを置いて考える必要があり、大変なことになる。それも水道だけの問題ではなく市全体の問題でもある。改定要領が 2016 年と 2022 年、今年が来年新しくなったとしても、厳しい状況と思う。</p>
事務局	<p>前回の審議会でも、もう少し上昇率を見た方が良いと意見をいただき、検討すると答えたところ。その後、検討した結果、誰もどのくらい物価上昇するかわからない。その見込みで料金を付加することは、料金の上昇につながる。抑える方向ではなくて、上昇することになるため、これまでの実績や検討を踏まえた中の率に今は留めておく結論にいたった。</p> <p>これまでの実績や検討を踏まえ、この改定率で進めるには、おっしゃるように多くの努力が必要で、提案が認められ今後の 4 年間はやり過ごせたとしても、その後はまた料金改定が必ず問題になる。今回は次回の料金改定が必要であることも含んだ中の料金改定であることをご理解いただきたい。</p>
会長	<p>基本的には今後の答申の中に付帯意見やこういう努力をしてくださいなど、改善を望む文言また議論されると思う。その中でうまく説明できるような材料を盛り込んでいただければと思う。</p>
委員	<p>確かに今言わんとすることはわかるが、昨今の世界情勢から物価上昇につながったことは間違いなく、事務局でもわかってはいたが、そこまで見込むことはできなかった状況もある。その中である程度の数式的に表現していると思う。最終的には市民にわかるような形で、納得するような形で表現すればよい。</p>
委員	<p>エネルギー関係の値上げも同時に来るので、上下水道揃って値上げという話もあるが、例えば 1 年ずらすとか、段階的に 3 年か 4 年かけてピークに行くような形にするなどの配慮もできれば良いと思う。</p> <p>電力料金は電力会社が決めてしまうので、我々にはどうすることもできないが、水</p>

<p>会長</p> <p>委員</p> <p>会長</p>	<p>道料金は登米市の問題で決められるかとも思うので、その辺のこともご配慮いただきたい。</p> <p>世界情勢の中、今回の改定案については、段階的に何か工夫できないか、その辺の検討があればありがたい。</p> <p>市民にとっては、目先の料金についての不安感もあるが、この先どうなるのかという長期的に見た不安感の方がもっと怖いですね。そこに安心材料を提供できるような説明ができれば、理由づけをぜひ心がけて、提案いただけきたい。</p> <p>その辺のことをよく考えていただきたい。今意図されるように段階的にやるとか分けてやるなど、一発で改定する考え方は決してわからないわけではないが、その辺の工夫があってもおかしくないと思う。誰が見たって料金が一番高い、現実的に余りもしんどいのかなと思う。</p> <p>他になければ、時間になりましたので、今回の質問とご意見をさせていただき、次回の審議会においては具体的な提案をいただいて、皆様と議論を行うこととした。本日の審議は以上します。</p>
<p>【4 その他】</p>	
<p>事務局</p>	<p>審議会開催日程を事務局から説明</p>
<p>【5 閉会】</p>	
<p>大森 副会長</p>	<p>本日は長時間お疲れ様。次回の審議会もよろしくお願ひしたい。</p>